

2019年度
ユニットケア指導者養成研修募集要項

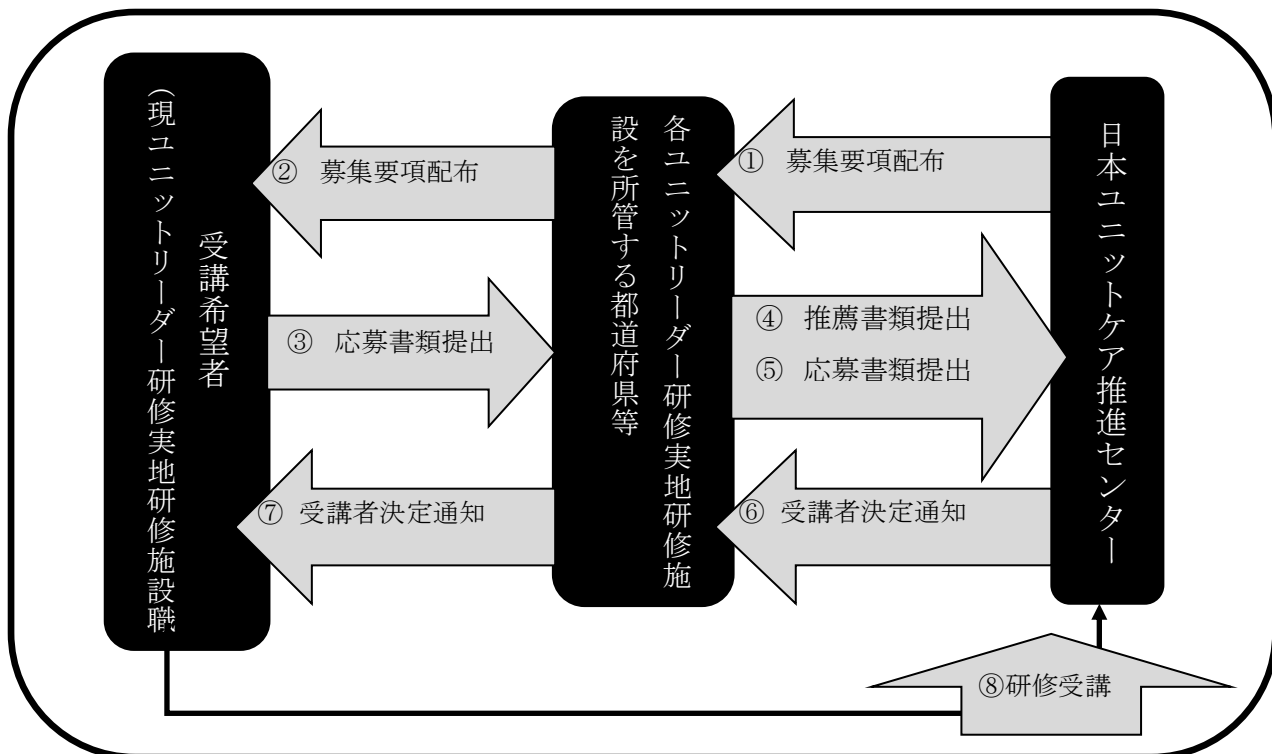
本要項の構成

1. 研修実施の目的
2. 受講者の募集から受講までの流れ概略図
3. 受講対象者
4. 研修内容並びに研修場所及び日程
5. 使用教材
6. 募集人数
7. 費用負担
8. 受講手続き
9. 受講者の決定
10. 事前課題
11. 受講決定後の注意点及び諸手続きについて
12. 修了証書について

1. 研修実施の目的

- 全国のユニットケア施設に勤務する介護職員が、「入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が自律的な生活を営むことを支援する」ことができるようユニットリーダー研修において実践的に指導できる者及び地域において適切かつ効果的なユニットケアの推進を担える者を育成することを目的とします。

2. 受講者の募集から受講までの流れ概略図



3. 受講対象者

- 下記(1)～(4)を満たす者であって、都道府県・政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）から推薦を受けた者としてします。
- (1) 現ユニットリーダー研修実地研修施設に勤務する者。
- (2) ユニットケア施設管理者研修若しくはユニットリーダー研修を修了した者。
- (3) 以下のいずれかの、国家資格を所持していること。
- 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士
- (4) 介護保険施設での実務経験が5年以上あり、直接介護に携わる職員(*)としての従事日数が、通算して900日以上あること。

*生活相談員業務・管理職業務等の期間は除きます。また、応募期間前日までに満たしていること。

4. 研修内容並びに研修場所及び日程

- 研修の内容は、別添①のカリキュラムの通り、以下の(1)～(3)の研修を全て受講するものとします。

(1) 初期研修

- 講義・演習を3日間実施します。

日 程	場 所
8月5日(月)～7日(水)	・東京YWCA会館 東京都千代田区神田駿河台1丁目8-11

(2) 見学・実地研修

- 一般社団法人日本ユニットケア推進センター「(以下、当センター)」が実施するユニットリーダー研修の講義・演習期間において、見学・振り返り学習及び講師として講義・演習の指導をユニットリーダー研修で行います。

日 程	場 所
見学研修： 9月9日(月)～11日(水)	・imy 愛知県名古屋市東区葵3-7-14
実地研修：9月～1月	ユニットリーダー研修の開催地にて、当センター指定日に、講義2・3日目を実施します。

(3) 修了研修

- 講義・演習(1日間)を実施します。

日 程	場 所
2020年2月3日(月)	・東京YWCA会館 東京都千代田区神田駿河台1丁目8-11

5. 使用教材

- 研修では下記①・②・③の教材を使用いたしますので、ご持参ください。

教材名	備考
① ユニットケア研修テキスト 【2012.6.25 発行】	ユニットリーダー研修のテキストとして使用しています。
② 24Hシートの作り方・使い方 【2018.5.10 改訂版】	
③ ユニットケア・個別ケア実践Q&A 【2017.3.31 発行】	

6. 募集人数

- 10名程度

※1施設から1名までの申込みとする。

7. 費用負担

- 受講料は無料。ただし、当センターが指定する各研修会場までの旅費・宿泊費等については、受講者負担となります。

8. 受講手続き

(1) 都道府県等からの推薦について

- ユニットケア指導者養成研修修了後は、当センターが都道府県等から受託しているユニットリーダー研修事業において講師として活動をしていただくことを予定しています。したがって、ユニットリーダー実地研修施設を所管する都道府県等からの「受講者推薦書」(別紙3)が必要となります。

(2) ユニットリーダー実地研修施設を所管する都道府県等への受講申込書類の申請

- 受講を希望する施設は、**5月24日(金)**までに、(4)の提出物を、都道府県等のユニットケア研修等事業担当課(以下、「都道府県等担当課」という。)まで申請してください。また、その際には下記(3)に注意してください。

(3) 申込時の諸注意

(ア)受講者の選定

- 受講を希望する施設は、研修受講対象者の要件を確認し、施設内において、ユニットケアの指導者として活動する資質のある方及び全ての日程を必ず受講できる方を十分に選定してから、申込みをしてください。

(イ)受講申込を受理しない場合

- 受講申込書について、受講対象者の要件との不整合又は未記入等があった場合には、受講申込を受理致しかねますのでご了承ください。

(ウ)実地研修の日程の調整

- 2019年度ユニットリーダー研修開催期間中に、実施していただきます。日程は、受講決定後にご連絡いたします。

(4) 提出物

受講を希望する施設は、都道府県等担当課宛てに提出をお願いします。

○別添③ 「受講申込書」

提出の際には、別添④「個人情報の取り扱いについて」をご一読いただき、同意いただきましたら、受講申込書の「個人情報の取扱いについて同意しました」にチェックしてください。

- 受講申込者のユニットケア施設管理者研修若しくはユニットリーダー研修修了証書の写。

9. 受講者の決定

- (1) 受講者の決定は、全国で既に活動しているユニットケア指導者養成研修修了者数の各地域での分布傾向を考慮し、当センターが決定致します。
- (2) 6月18日（火）までに都道府県等担当課宛てに受講者の決定通知を送付致します。

10. 事前課題

- 当センターが定める別添②「事前課題」に取り組んでいただきます。
- 「2019年度第I期ユニットリーダー研修」において、講義・演習の実際の様子を各自で学んでください。第I期は、5月7日（火）から開始します。各地域で開催しますので、出席する日程が決まりましたら、当センター担当課（事業企画課）までご連絡ください。

11. 受講決定後の注意点及び諸手続きについて

- (1) 受講決定後の実地研修の日程の変更について
 - 原則として取扱いいたしません。
- (2) 受講決定後の受講辞退についての取り扱い
 - やむを得ず受講を辞退する場合には、以下の手続きを行ってください。
 - (ア) 辞退理由を証明する文書を添付した「受講辞退願い」を、すみやかに都道府県等担当課に申請してください。
 - (イ) 都道府県等担当課より、上記（ア）を当センターに送付していただくように依頼してください。
- (3) 受講者の欠席・遅刻・早退の取り扱い
 - 研修受講期間中に欠席・遅刻・早退があった場合は、研修は未修了となります。ただし、以下のように、やむを得ない事情により、欠席・遅刻・早退となった場合には、課題学習及び補講受講等を行っていただく場合もあります。
 - (ア) 公共交通機関の遅延等による欠席、遅刻の場合
 - 公共交通機関等の発行する遅延等の証明書がある場合には、未受講の講義について、当センターが指定する課題への取り組みへの指導及び補講等を実施します。
 - (イ) その他の事情の場合
 - 理由書及び理由を証明する文書を提出し、未受講の講義について、当センターが指定する、課題への取り組みへの指導及び補講等を実施します。

12. 修了証書について

- 全ての日程を修了した者で、当センターが定める修了考査実施要領に基づき、当センターが修了したと判定した者に修了証書を発行します。